

芦屋市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

目 次

第１章 計画の策定にあたって

- １ 計画策定の趣旨
- ２ 計画の位置づけと期間
- ３ 計画の策定体制
- ４ 次世代育成支援対策推進行動計画（後期）の評価

第２章 子ども・子育てを取り巻く現状

- １ 子ども人口の現状・課題
- ２ 教育・保育施設の現状・課題
- ３ 主な地域の子育て支援の現状
- ４ アンケートから見られる現状

第３章 計画の基本的な考え方

- １ 基本理念
- ２ 基本的な視点
- ３ 基本目標
- ４ 計画の体系

第４章 子ども・子育て支援施策の推進方策

- 基本目標１ 家庭における子育てへの支援
- 基本目標２ 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供
- 基本目標３ すべての子どもの育ちを支える環境の整備
- 基本目標４ 仕事と子育ての両立の推進

第５章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- １ 教育・保育提供区域の設定
- ２ 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- ３ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ４ 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第６章 計画の推進体制

参考資料

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在となります。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは親が担うべき重要な役割ですが、急激な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化により、家庭の機能の定義づけが困難になっている中で子育ての意識も変わり、子どもの育ちとともに親としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも代えがたい大きな喜びともなるもので日々感じる子育ての楽しさや喜びをバネとして、責任と愛情のある子育てを通じて、子どもの成長とともに親も成長できるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。

第4次芦屋市総合計画において「人と人がつながって新しい世代につなげる」という基本方針を掲げ「地域で安心して子育てができていく」まちを目標に、これから本格的に到来する人口減少社会に向けて子どもを産み育てたいという個人の希望がかなうような社会を実現するためにも行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの取り組みを進めていきます。

みんなで育てる芦屋っ子

～ あすを担うすべての子どもが
しあわせに育つための
やさしいまちづくり ～

2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、親が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組み作りに取り組みます。

(4) 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、妊娠・出産期から幼児期の学校教育・保育に至るまで、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」にうたわれている子どもの人権の尊重を守る取り組みを進めます。

3 基本目標

(1) 家庭における子育てへの支援

全ての子育て世帯が妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、適切な助言や公的なサービスを受けることができるようにし、親子同士の交流を通し気軽に相談できる場を提供することにより必要な世帯に支援が行き届き、身近な地域での様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことを推進します。

(2) 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるようにします。

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備

地域の中で子ども同士が安全・安心に交流できるように参加する人々のつながりを支援しながら、居場所づくりに取り組みます。

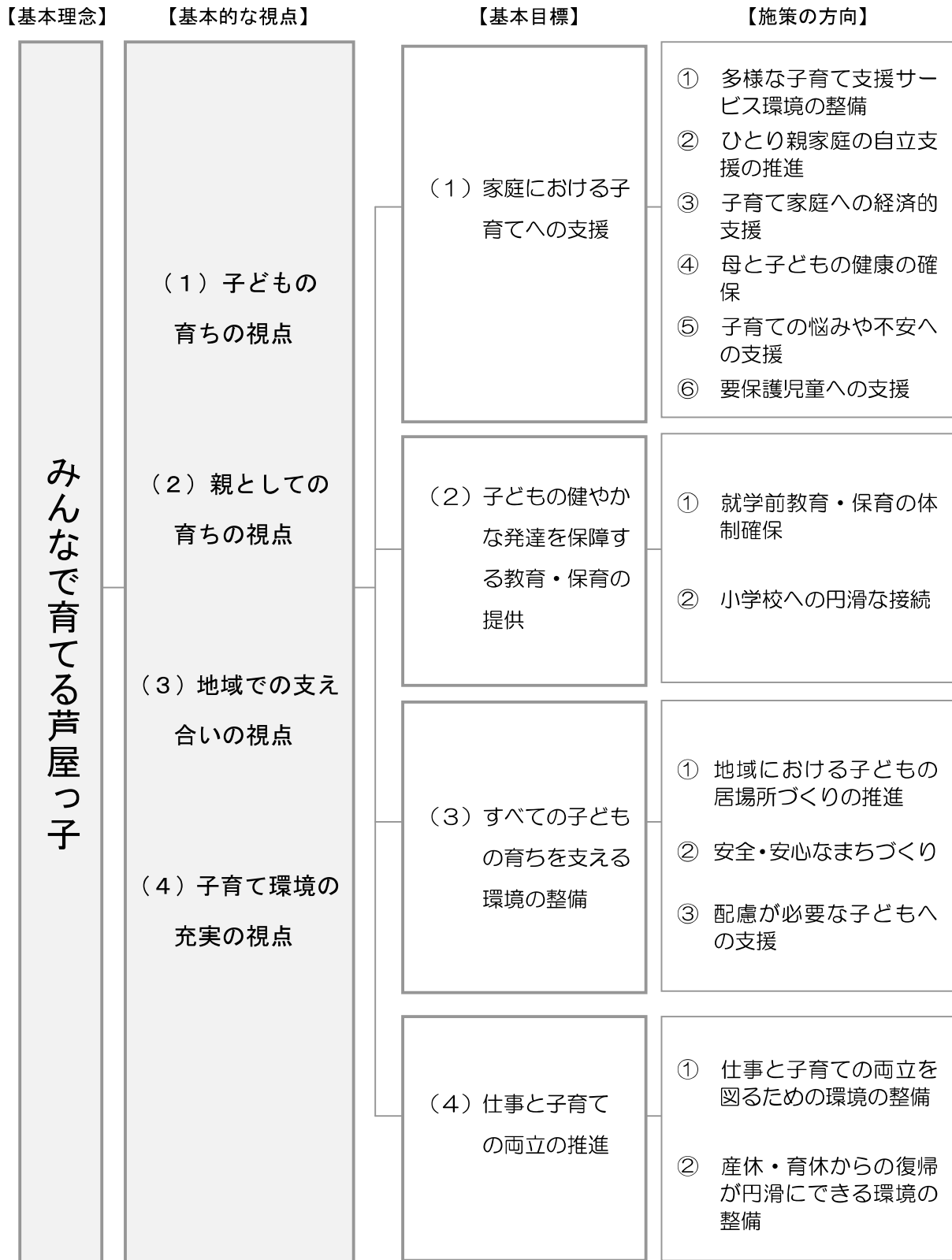
また、配慮が必要な子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実し、安心して地域で生活できる取り組みを進めます。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るために多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

4 計画の体系

本計画は、基本理念を実現するため、5の基本目標で構成されています



第 4 章 子ども・子育て支援施策の推進方策

基本目標 1 家庭における子育てへの支援

施策の方向 1 多様な子育て支援サービス環境の整備

【現状課題】

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの負担感が増大していると言われています。

本市では、次世代育成支援対策推進行動計画に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や、相談の機会を充実してきました。特に、子育てセンターについては、平成 22 年 7 月より福祉センター内の子育て支援センターに場を移し、つどいの広場事業や相談機能を充実させて実施しています。

アンケート調査では、子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うかについて、就学前児童の保護者で、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が 70.3%と最も高くなっています。しかしながら、少数ではあるものの、「つらいと感じることの方が多い」で 2.5%の回答が得られ、「つらいと感じることの方が多い」と回答された方で、日常悩んでいた、気になっていることとして、「子どものしつけに関すること」や「子どもの教育・保育に関すること」が高く、課題やニーズに特徴がみられました。

核家族化、地域とのつながりの希薄化、働く女性の増加、サービスの充実等、子育て家庭の環境が大きく変化してきて、家庭の養育が困難な状況になってきており、今後も引き続き、育児の孤立化を防ぐ必要があります。

【施策の方向性】

気軽に身近なところで子育て親子が集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに発信の方法を検討していきます。

また、子育ての楽しさを感じてもらえるよう地域の人材を育成するとともに、コミュニティの協働により家庭を支える仕組みを作っていきます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。
2 ※	子育て短期支援事業	こども課	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。
3 ※	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	こども課	児童の養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。
4	子育て情報の提供	こども課 保育課 健康課 児童センター 教育委員会管理課 学校教育課 青少年育成課 図書館	子育て情報誌、広報紙、ホームページ、まちナビ等において、子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供する。
5	ふれあい冒険ひろば	こども課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。
6	子育て講演会、講座	こども課 児童センター 公民館	子育てに関する講演会や講座を開催することで、子育てについて考え、向き合う気持ちを深める。
7	母親同士の交流	児童センター	子育ての悩みや問題について母親同士が話し合うことで、母親の不安や負担を軽減し児童の健全育成について考える場を提供する。
8	こどもフェスティバルの開催	こども課	いろいろな遊びコーナー等、子どもが1日楽しく過ごす機会としてイベントを開催する。
9	子育てサポートブック（家庭教育手帳）の配布	生涯学習課	健診と入学時等に家庭教育手帳（文部科学省発行）を配布する。（パパ手帳に替わる物）
10	子育て支援センター＜チャイルドプラネット芦屋＞	こども課	家庭児童相談室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センターがあり、子育て支援の拠点として他機関との連携によるネットワークでの総合的な子育て支援を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
11	あい・あいる〜む	こども課	市内の公共施設の空きスペースを活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。
12 ※	つどいの広場事業 (地域子育て支援拠点事業)	こども課	「むくむく」「ぶくぶく」「もこもこ」子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言など、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供する。
13	保育園における地域子育て支援	保育課	地域の乳幼児の親子の交流の場、遊び場、子育ての相談の場として、保育所の園庭を開放したり、体験保育を実施したりする。
14	児童センターにおける子育て支援 (乳幼児親子対象)	児童センター	「あそび広場」「ひよこひろば」「親子クラブ」「トランポリン教室」等、時代のニーズに合わせた事業を展開すると共に、遊戯室の開放や人形劇、映画会を開催するなどして乳幼児親子が気軽に利用できるよう子育て支援を推進する。
15	図書館における子育て支援 (乳幼児親子対象)	図書館	「おはなしの会」「絵本の会」等の親子での参加による読み聞かせを通して、乳幼児期から絵本に親しむことができるよう子育て支援を実施する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

【現状課題】

本市のひとり親家庭の推移をみると、年々増加しており、平成 24 年度には 755 世帯となっていることから、今後も引き続きひとり親家庭の増加が予想されます。

アンケート調査では、少数意見ではあるものの、休日・祝日の保育を実施してほしい、父子家庭に対する支援を充実してほしいとの意見がありました。ひとり親の就労状況を見ると、母子家庭では、配偶者がいる人に比べ、フルタイムで就労している人の割合が高くなっており、38.2%となっています。父子家庭では、配偶者がいる人に比べ、フルタイムで就労している人の割合が少なくなっています。

国調査(平成 23 年度全国母子世帯等調査)では、母子家庭の母自身の平均年収は 223 万円(うち就労収入は 181 万円)となっており、母子家庭の場合、経済的な問題が、また父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため、家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められています。

【施策の方向性】

支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	母子・父子家庭相談	こども課	母子・父子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じる。また、法律問題(離婚、相談等)に関する相談は専門家(弁護士)につなぐ。
2	ひとり親家庭の就労支援援助	こども課	ひとり親家庭の自立のための就業支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供を始め、資格取得、能力開発のための支援、援助を行う。
3	ひとり親家庭に対する経済的支援	地域福祉課 生活援護課 こども課 住宅課	母子家庭等医療費助成 生活保護費 母子加算 児童扶養手当 母子(寡婦)・父子福祉資金の貸付 ファミリー・サポート・センター利用料金の助成 母子・父子世帯の公的住宅への優先入居
4	ホームヘルプサービス	こども課	身体や精神上的の障がいにより生活支援を必要とする母子、父子家庭に対し、家事援助等を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
5	芦屋市白菊会活動への支援	こども課	ひとり親、寡婦家庭の交流、親睦を深めるために、活動の支援を行う。

施策の方向 3 子育て家庭への経済的支援

【現状課題】

少子高齢化や単身化が進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然とし厳しくなっています。その結果、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大していると言えます。

国調査では平成 24 年の「子どもの貧困率」は 16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態とされています。貧困による格差の広がりは、教育や進学之机を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。生まれた時点で共通のスタートラインに立つことができ、成長する過程において子どもをサポートすることが、社会のあり方としても重要であることから、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

アンケート調査によると、就学前児童と小学生の保護者ともに、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「教育・保育サービスの費用負担や学費等経済的支援の充実」が 26.8%～38.4%と上位を占めていることから、さらなる経済的支援が求められています。

【施策の方向性】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者ならびに子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	妊婦健康診査費助成事業（妊婦健康診査）	健康課	妊娠中の健康診査の受審を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。
2	未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付	健康課	健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を実施し、また医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。
3	子ども（又は養育する親）に対する援助	地域福祉課 保険課 こども課 青少年育成課	乳幼児等医療費助成 こども医療費助成制度 出産育児一時金 児童手当 交通遺児就学奨励金 児童福祉施設入所等徴収金の助成 留守家庭児童会育成料の減額、免除

No	事業名	担当課	事業内容
4	障がい児（又は養育する親）に対する援助	地域福祉課 障害福祉課 こども課	障害者医療費助成 障害児福祉手当 重度心身障害児介護手当 特別児童扶養手当 福祉施設等通園(通学)費扶助
5 ※	教育・保育施設等の利用者に対する援助	保育課 管理課	第2子以降の保育料の軽減 ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金 私立幼稚園就園奨励費補助 就学奨励費支給 朝鮮人学校就学援助費 実費徴収に係る補足給付事業
6	若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居	住宅課	若い世帯や子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居に対し、困窮度判定で配慮している。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 4 母と子どもの健康の確保

【現状課題】

妊娠出産・乳幼児期は、基本的生活習慣を整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。また、睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとのよい情緒的交流が望まれている中、育児不安をもつ母親が多くなっています。

「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」にも記載されているように“安心して出産し、こどもの成長を願って自分らしく育児をしよう”という目標を実現するために、結婚・妊娠・出産・育児において切れ目なく支援を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	妊産婦健康相談	健康課	妊産婦を対象に助産師による個別相談を行う。
2 ※	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
3	乳幼児健康診査	健康課	4 か月児健康診査 10 か月児健康診査 1 歳 6 か月児健康診査 3 歳児健康診査
4	保健センターによる育児相談	健康課	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。
5	こどもの相談	健康課	乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもの継続的な健康相談を実施すると共に、経過観察の必要な子どもと保護者が、保育士・保健師・心理相談員との遊びを通じて、親子のかかわりについて理解を深め育児不安の軽減を図れるよう、今後実施回数等の拡大を図っていく。
6	療育相談	障害福祉課 こども課 健康課 学校教育課	療育支援相談、機能訓練等との連携により、配慮の必要な子どもの継続的な相談を実施する。

No	事業名	担当課	事業内容
7	療育支援相談事業	障害福祉課 こども課 健康課 学校教育課	各担当機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討する。
8	母と子どもの健康教育	健康課	「プしおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつの教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。
9	アレルギーに対する事業	健康課	「離乳食相談」でアトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談を実施したり、アレルギー全般について専門医の講義や室内の環境整備や調理実習等を行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向5 子育ての悩みや不安への支援

【現状課題】

地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが日頃の相談に携わっています。アンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「子育てに関する相談、情報提供の充実」が18.2%となっており、特に就労していない母親では23.1%と高くなっています。

また、子育てに関して、不安や負担等を感じるかについては、子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別でみると、相談できる人・場所がない人で、「病気や発育発達に関すること」「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」「子どもの教育・保育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が高くなっています。

このことから、子どもについて相談できる場等、心配や不安、悩みを軽減し、孤立感を感じることなく、楽しみながら子育てができるような支援が必要です。

【施策の方向性】

保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みを抱え込まないように、子育て支援員（仮称）を育成し、子育て世帯の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連携調整を行います。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	子育て支援センターにおける子育て相談	こども課	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、子育てホットラインでの相談、窓口相談、また家庭児童相談室を利用できない時間帯（夜間・休日）にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。
2	子育て支援員（仮称）の育成、確保	こども政策課	子育てがひと段落した専業主婦等で子育て支援に積極的な人を対象に「子育て支援員（仮称）」としての研修を実施し、様々な子育て支援の現場において活躍できるよう育成し、必要な現場に配置することで、安心して地域で子育てができるまちづくりをめざす。

施策の方向 6 要保護児童への支援

【現状課題】

子どもが健やかに成長するためには子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫等を背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安とストレスを抱えているともいわれています。それらも要因の一つとなり、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

【施策の方向性】

「児童の最善の利益」を尊重し「すべての子どもと家庭」を対象とした「相談・支援」について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予想するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、市及び県、医療機関、学校、警察、児童福祉団体、関係機関等と連携を行い、切れ目のない支援を目指します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	家庭児童相談	こども課	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。
2	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	こども課	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
3	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。
4	教育相談	打出教育文化センター	幼児・児童とその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通した子どもの実態分析を実施する。

基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

【現状課題】

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。今後も保護者の多様な保育ニーズに対応しつつ、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、子ども一人ひとりの特性に応じた就学前教育・保育の体制を一層充実することが重要です。

アンケート調査から就学前の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立化や子育てについての不安が広がりつつある傾向がみられることから、就学前施設が核となり、地域での子育てを支援する役割を果たすことが求められています。そのためにも、就学前施設はそれぞれの役割を担いながら、共に全ての子どもが健やかに成長するように支援することが重要です。

【施策の方向性】

地域の状況に応じた対応策として、就学前施設の適正な規模についての整備検討を行います。併せて全ての子どもに質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。

また、1歳児から2歳児の保育ニーズについては、母親の就労状況等の実態から、地域型保育事業による小規模保育所等新たな確保方策を推進し保護者が幅広い選択ができる体制を整えていきます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	一時預かり事業	保育課 管理課 学校教育課	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合、柔軟な対応により子育て支援を行う。
2	地域型保育事業	保育課	小規模保育事業等を整備し、働きたい時に子どもを預けて働くことができるような環境を整える。
3	教育・保育施設における地域との世代間交流	保育課 学校教育課	運動会や秋祭りの行事等を通じて、中高生、お年寄り、施設の方々と教育・保育施設児の交流を図る。
4	教育、保育施設同士の連携強化と積極的交流	保育課 学校教育課	一貫した就学前保育、教育が行えるように、教育、保育施設同士の連携や積極的な交流を図る。

No	事業名	担当課	事業内容
5	幼稚園教諭，保育士の人材育成と資質の向上	保育課 学校教育課	幼稚園教諭，保育士，保育教諭等としての資質や指導力の向上のため，研修，実習等を通じた人材育成の充実を図る。
6	幼稚園教諭，保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮	保育課 学校教育課	幼稚園教諭，保育士の職員配置基準を国よりも緩やかにし，質の高い教育・保育を提供する

施策の方向２ 小学校への円滑な接続

【現状課題】

本市では、これまでも保育所・幼稚園が小学校と交流し、就学前教育・保育から小学校教育への円滑な接続に努めてきました。

引き続き、就学前教育・保育施設での環境、教育・保育のねらいと、小学校の環境、教育のねらいとの違いを互いに理解し合い連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、就学前教育・保育施設・小学校の教職員が保育・教育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう就学前教育・保育施設・小学校の連携を強化します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	小学校との連携	保育課 学校教育課	教育・保育施設から小学校へのつながりが円滑に行えるように、小学校との連携や積極的な交流を図る。
2	就学前教育・保育課程（仮称）の策定、実施	保育課 学校教育課	芦屋市内の教育・保育施設を利用するすべての子どもに平等に、同じ質の教育・保育を提供し芦屋市就学前教育・保育課程（仮称）を策定し、実施する。
3	子どもの読書のまちづくり事業	学校教育課 図書館	学校園における「子どもに読ませたい図書リスト400選」の啓発や図書館での読書ボランティア、地域人材との連携を強化し、協働して読書推進にかかる事業を実施することで子どもが読書に親しみを持てるまちづくりを目指す。

基本目標 3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

施策の方向 1 地域における子どもの居場所づくりの推進

【現状課題】

都市化や少子化が進む中、子どもたちの遊び方も変化し、地域住民や自然とふれあう機会は減少しています。こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくし、仲間意識も希薄になり、人格形成に大きな影響を与えています。

本市では、これまで地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進してきました。しかしながら、小学校舎の活用は限界があり他の公的施設でも一般利用者との兼ね合いや、施設管理等の問題があり、居場所の提供が進んでいない状況にあります。

アンケート調査では、小学生児童の保護者の低学年（１～３年生）の放課後の過ごし方に対する希望として、「自宅」と「習い事」が突出して高く６割を超えているとともに、高学年（４～６年生）においては、さらに顕著に「習い事」が７割と高くなっており、学校施設や地域でのこどもたちの安全・安心な居場所の確保は大きな課題です。

このような状況において、子どもの社会性を育むためには、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切となり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行う必要があります。

【施策の方向性】

自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して、子ども同士が交流を行う場として、学校施設の有効活用を図り自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域における子育て支援活動	市民参画課 保育課 教育委員会管理課 学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園施設、保育所等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。
2	公共施設等利用料金の軽減	児童センター 教育委員会管理課 打出教育文化センター スポーツ推進課 公民館 美術博物館	子どもたちが公共施設を利用して様々な活動ができるよう、施設の利用料金の軽減を図る。

No	事業名	担当課	事業内容
3	公共施設の有効活用	児童センター 打出教育文化センター スポーツ推進課 公民館	公的施設にある会議室等の空き時間、公的施設の空きスペースを子どもの居場所として有効活用できるようにする。
4 ※	放課後子どもプラン（クラブ型）（放課後児童健全育成事業）	青少年育成課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。
5	放課後子どもプラン（教室型）	生涯学習課 青少年育成課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。
6	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して、支援する。
7	児童館における子どもの居場所づくり（小学生以上対象）	児童センター	「ジュニアクラブ」「パソコンクラブ」等、時代のニーズに合わせた事業を展開すると共に、ビデオブースや図書スペース等、自由に出入りできるスペースを確保し、小学生以上の児童が気軽に利用し交流できる場を提供する。
8	図書館における子どもの居場所づくり	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児親子や小学生が集える場を提供する。
9	文化施設における子どもの居場所づくり	美術博物館 公民館	美術博物館における「子どもギャラリートーク」や公民館での「子ども向け夏休み事業」等の実施により、子どもが芸術・文化に触れる機会を充実させる。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 安全・安心なまちづくり

【現状課題】

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

本市では、安全・安心を目指し、防犯設備、歩道等の整備や、地域での見守り活動、防犯や交通安全への意識を高める取り組みを推進しています。防犯活動として、地域では市民の連携による自主的な子どもの登下校の見守り活動や、愛護委員や行政職員などによる小学校の下校時の見守り活動が定着しています。

次世代育成支援対策推進行動計画の評価においても推進して充実している事業が多くあります。

引き続き、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく子育てができるよう、地域、関係機関との連携を充実させ、安全・安心な体制づくりに努める必要があります。

【施策の方向性】

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域主体の防犯活動	防災安全課 青少年愛護センター	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高める。また、自主防犯の向上をめざし、地域（自治会）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組む。
2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	防災安全課 青少年愛護センター	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
3	福祉のまちづくりの推進	地域福祉課 建設部総務課 道路課 公園緑地課 建築課	グリーンベルト設置 公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化 子育て支援施設の整備 道路反射鏡、ガードレール、街路灯等の設置、整備 通学、通園路等の横断小旗の管理 安全な公園づくり 都市公園、児童遊園等の整備
4	交通安全の意識向上	建設部総務課	子どもの交通安全を確保するため、不法駐輪及び不法駐車をなくし、自転車マナーを守るよう啓発活動を継続する。 また「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。
5	危機管理体制の強化	保育課 学校教育課	警察との連携により、学校園、保育所での危機管理に対する情報交換を行うとともに、緊急時に子どもの安全を守ることができるように体制の整備を強化する。
6	あしや防災ネットの運用	防災安全課	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して登録者に気象警報、防犯等に関する情報を発信する。
7	安全パトロールの実施	防災安全課 青少年愛護センター	子どもが安全安心に生活できるよう、青色回転灯付パトロール車による下校時の安全パトロールや、愛護委員による街頭巡視活動に取り組む。
8	教育・保育施設等における防災、防犯対策	保育課 学校教育課	安心して教育・保育施設等に子どもを預けてもらえるよう、防災ずきん、防犯カメラの設置等をはじめとする防災、防犯対策に取り組む。
9	救急法の学習	救急課	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、保護者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行う。

施策の方向 3 配慮が必要な子どもへの支援

【現状課題】

近年、幼稚園・保育所・学校において発達障害やその周辺域の子どもたちが増加の傾向にあります。従来の3障がい（身体・知的・精神）に加え、発達障害を含めた支援のあり方が課題となっています。また、医療ケアを必要とする児童の支援の充実も求められています。

子どもの自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要であり、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実が必要です。

また、地域の理解や温かなつながりはとても大切なものであり、地域理解の促進に対して積極的な取組が必要です。

【施策の方向性】

障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる幼児・児童・生徒の保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。
2	早期療育訓練の実施	こども課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
3	障がい児機能訓練事業	障害福祉課 健康課	身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童等を対象に機能訓練事業を行う。 また、療育支援相談等との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行う。
4	統合（障がい児）保育 特別支援教育	保育課 学校教育課	個別的配慮が必要な就学前児童が教育・保育施設を利用できるようにし、他の乳幼児及び児童と集団生活を行うことにより、当該就学前児童の健全な発達を促進する。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

施策の方向 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

【現状課題】

子どもの健やかな成長には、家族や地域、社会全体で子育て家庭を支えていくことが重要です。

本市では、労働者や市民、企業への意識啓発として、育児休業制度及び介護休業制度等は、法律に定められている制度の周知に努めてきました。

しかしながら、アンケート調査では、育児休業を取得したかについて、母親で「取得した（取得中である）」の割合が 25.8%となっており、取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 41.2%と突出しています。一方で、父親は、「取得していない」の割合が 88.2%と最も高くなっており、取得していない理由については、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「制度を利用する必要がなかった」の多様化した理由で取得できていないことから、企業も含めた仕事と子育ての両立支援の環境が必要であることがわかります。

これらからも、子育てしやすい環境づくりについて、一般事業主等に対してはどのような啓発をしていくか検討していく必要があります。また、仕事と子育ての両立のために労働者に対しての相談支援についても充実できるよう、ハローワークを始めとする関係機関とより一層の連携を図る必要があります。

【施策の方向性】

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や市民、事業所に対する意識啓発を進めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法が平成 37 年 3 月までの 10 年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を推進します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	市民参画課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
2 ※	延長保育事業 (時間外保育事業)	保育課	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う。
3 ※	病児・病後児保育事業	保育課	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる。
4	多様な働き方の啓発	男女共同参画推進課 経済課	労働時間短縮やフレックス制度の周知 子育て支援に必要な休暇取得の普及促進のための啓発 男性の働き方の見直しに向けた啓発 ワークシェアリング促進の啓発

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

【現状課題】

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭においても共働きが増えています。勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

アンケート調査では、育児休業からの職場復帰の期間として、希望よりも実際の期間が短期間となっている人が多く、その理由として「希望する保育所（園）に入るため」の割合が50.0%となっていることから、産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備が必要です。

また、変則的な勤務に応じた保育や、用事や育児疲れ解消等を目的とした保育等、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

【施策の方向性】

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実が必要不可欠であることから、保育所や地域型保育施設による待機児童の解消に努め、量を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、利用者支援事業等を活用しながら、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	育児休業制度等の普及促進	経済課	育児休業制度の普及、促進を図るための啓発を行う。
2	再雇用制度の普及促進	経済課	結婚、出産等で一時的に退社した者が復職できるように、再雇用制度の普及と促進を図るための啓発を行う。
3 ※	利用者支援事業	こども政策課	「子育てコーディネーター」として認定した支援者が、地域における様々な子育て支援サービスの紹介を行ったり、子育てに関する相談を受け専門の施設へ繋いだりする役割を担い、市民（利用者）が多岐にわたる子育て支援サービスを円滑に利用できるようにする。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業